

告示

埼玉県告示第百七十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成三十年年度随時実施技能検定（随時三級及び基礎級に限る。）の実施について次のとおり公示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上田清司

一 実施等級別職種

イ 随時三級

さく井（パークション式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作

業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ロ 基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、
プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス
盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工
（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板
金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アル
ミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金
型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカス
ト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、電
子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、
変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回
転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリ
ント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、
染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット
製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳
士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造
（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具
手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印
刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印
刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形
作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プ
ラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作
業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・
ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、
建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、
左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管
（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工
（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、
防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕
上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕
上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッ
シ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事

作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

随時

二 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会で交付する。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一万七千九百円

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。